

# 小樽商科大学グローバル戦略推進センター グローバル教育部門運営会議グローバル教育専門部会内規

(設置)

第1条 この内規は、小樽商科大学グローバル戦略推進センターグローバル教育部門（以下「CGS グローバル教育部門」という。）規定第14条2項に基づきグローバル教育専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 専門部会は、本学のグローバル教育に係る次の事項を審議する。

- (1) 短期留学プログラムへの受入に関する事項
- (2) 短期留学プログラムの協力科目に関する事項
- (3) 短期留学プログラム授業の改善に関する事項
- (4) その他短期留学プログラムに関する事項
- (5) グローバル教育グローバルマネジメント副専攻プログラムに関する事項
- (6) 日本語教育（授業計画、非常勤講師の任用手続き、日本語補講実施等）に関する事項
- (7) 国際交流科目に関する事項
- (8) 留学生の修学指導等に関する事項
- (9) 派遣留学（交換留学、語学研修、海外研修プログラム（アジア・オセアニア事情、アメリカ事情、ヨーロッパ事情）、シニアイヤーアブロードプログラム等）に関する事項
- (10) ギャップイヤープログラムに関する事項
- (11) 派遣学生の修学指導等に関する事項
- (12) 国際交流会館の管理運営に関する事項
- (13) その他グローバル教育に関する事項

2 前項の検討結果等については、必要に応じ CGS グローバル教育部門運営会議に報告するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) CGS グローバル教育部門長（以下「部門長」という。）
- (2) CGS グローバル教育部門副部門長（以下「副部門長」という。）
- (3) 短期留学プログラムコーディネーター
- (4) 短期留学担当教員
- (5) その他部門長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第5項に掲げる者の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残存期間とする。

(部会長)

第4条 専門部会には部会長を置き、部門長をもってあてる。

2 部会長は、専門部会を招集し議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 専門部会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 専門部会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会員以外の者の出席)

第6条 専門部会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 本専門部会に、特定の事項を審議するために、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第8条 専門部会の事務は、教務課の協力を得て、学生支援課国際交流室が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、専門部会の運営等に関する必要な事項は、専門部会が別に定める。

附 則

1. この内規は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
2. この内規施行後、第3条第6号に規定する最初の委員である者の任期は、第4条第1項の規定に関わらず平成32年3月31日までとする。